

# 業 務 仕 様 書

## 1. 契約商品詳細等

- (1) サージカルリネン類 (別紙のとおり)  
予定数量はあくまで実績を基に算出しているもので、使用数を保証するものではありません。

## 2. 業務内容等

- (1) 受注者は契約商品を自らの施設で清潔に洗濯及び滅菌し (未滅菌商品は滅菌業務を除く)、発注者が指定する場所に納品するものとする。
- (2) 貸与するサージカルリネン類は、使用者に不快感を与えるもの・不衛生なものは納品しないこと。(例えば、やぶれ、紐の千切れ、汚れ等)
- (3) 使用後のサージカルリネン類はライトテーブルによるピンホール検査を行い、補修が必要となる場合は熱圧着シート (防水性があり、かつ高压蒸気滅菌装置による滅菌に耐えられるもの) による補修をした上で、ピンホールのないサージカルリネン類を納品すること。
- (4) 撥水加工工程等により常に耐水圧基準値を上回るサージカルリネン類を納品すること。  
(基準値：手術用ガウン (腹部・前腕部) 耐水圧 200mm以上  
ドレープ類 (防水部) 耐水圧 1000mm以上  
検査方法は J I S L 1092 (低水圧法) による)
- (5) 滅菌物にはリスクマネジメントの一環としてリコールのためのロット番号及び滅菌期限を記載すること。  
※バイオロジカルインジケータを滅菌稼動時に設置し、陰性判別後に払い出し、滅菌不良のものは納品しないこと。
- (6) 納品及び回収は、週 1 回以上行うものとする。ただし、祝日・振替休日・国民の休日及び年未年始は、別途両者協議して定めるものとする。
- (7) サージカルリネン類は、汚染することのないよう、衛生的に取り扱い、納品・回収の際、清潔品と汚品を混在しないようにすること。また使用する車両等は、日々アルコール消毒等により衛生的に取り扱うこと。
- (8) 使用済みサージカルリネン類は、すべて受注者が回収して持ち帰り、衛生的な状態にすること。なお、使用済みサージカルリネン類を一時保管するための備品 (回収カート等) は、受注者が準備し、回収場所が常に衛生的な状態を維持できるようにすること。
- (9) 洗濯・検品・補修・たたみ・包装・滅菌が一環してできるサージカルリネン専用

工場を有していること。また、その一部もしくは全ての業務を第三者に譲渡または委託しないこと。

- (10) 院外滅菌消毒業務の医療関連サービスマーク認定事業者であること。
- (11) 天災等の理由により、サージカルリネン類の提供ができなくなった場合でも安定的な供給ができるようにバックアップ体制がとられていること。
- (12) 受託者の責任に期すべき事由によって、病院または第三者に損害を与えた場合、受託者はその責任を負うものとする。
- (13) 受注者は、この事務を処理するため個人情報（長浜市死者の情報の取扱いに関する条例（令和5年長浜市条例第25号）第2条第2号に規定する死者情報を含む。別記「個人情報取扱特記事項」第14条を除き、以下同じ。）を取り扱うに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、長浜市死者の情報の取扱いに関する条例及び別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- (14) 契約商品詳細については、別紙のとおりとしますが、契約後、状況により商品のラインアップを拡大することがあるので、受注者は病院からの要望に対応するものとする。

## 別記

### 個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

第1条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約に係る業務（以下「業務」という。）の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

#### (取扱責任者等の報告)

第2条 受注者は、業務に着手する前に、当該業務に係る個人情報の取扱責任者および取扱者を、発注者に書面で報告し、その者に個人情報取扱特記事項を遵守させなければならない。

#### (取扱場所の報告)

第3条 受注者は、業務に着手する前に、当該業務に係る個人情報の取扱場所を、発注者に書面で報告し、当該取扱場所で業務を行わなければならない。

#### (秘密の保持)

第4条 受注者は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。業務が終了し、またはこの契約を解除された後においても、同様とする。

#### (漏えいの防止等)

第5条 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失またはき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

#### (収集の制限)

第6条 受注者は、業務を処理するために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

#### (目的外利用及び提供の禁止)

第7条 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、または発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

#### (複写または複製の禁止)

第8条 受注者は、業務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を発注者の承諾なしに複写し、または複製してはならない。

#### (再委託の禁止)

第9条 受注者は、業務に係る個人情報を取り扱う事務は自らが行き、第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、発注者が承諾した場合はこの限りでない。この場合にあっては、受注者は当該第三者の監督責任を負うものとする。

#### (資料の返還等)

第10条 受注者は、業務を処理するために、発注者から提供を受け、または受注者自らが収集し、もしくは作成した個人情報が記録された資料は、業務完了後直ちに返還し、または廃棄しなければならない。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

#### (調査)

第11条 発注者は、業務の適正な実施を確保するために必要があると認めるときは、受注者に対し、業務の処理状況の報告を求め、または必要な調査を行うことができる。この場合において、受注者はこれに応じなければならない。

#### (事故発生時の報告)

第12条 受注者は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、または生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。

#### (契約の解除等)

第13条 発注者は、受注者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めるときは、契約の解除および損害賠償の請求をすることができる。賠償額は、発注者受注者協議して定めるものとする。

#### (罰則の適用)

第14条 個人情報の保護に関する法律に規定する罰則は、この契約に係る個人情報の取扱いにおいて適用する。

## (別紙) サージカルリネン類

パック名	状態	品名	品番	内訳	備考	予定数量
穴開ドレープパック	滅菌	撥水四角巾90×90	NP3002	1		150パック
		穴開きドレープφ10(140×180)	特注	1		
上肢穴開パック	滅菌	撥水四角巾120×90	特注	2		10パック
		サージカルタオル小	N1	1	手持ち用	
		上肢下(大)ドレープ	NC312	1		
		上肢穴開ドレープ	NC301S	1	伸縮幅6cm	
		撥水四角巾120×120	NP3003	1	包布用	
単包	滅菌	撥水四角巾120×90	特注	1		4100枚
単包	滅菌	開脚位ドレープ	NA121WP	1	テープ付	10枚